

対象住宅1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。

## 耐震性能証明書

(あて先)

民間住宅活用型住宅セーフティネット  
整備推進事業実施支援室

建物名称 :  
所在地 :  
規模 : 地下 階 地上 階 塔屋 階  
構造種別 : 木造 鉄筋コンクリート造 鉄骨造 鉄骨鉄筋コンクリート造

上記建物の耐震性能については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号、改正平成17年法律第120号)」及び同法第4条の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針(平成18年国土交通省告示第184号)」の「(別添)建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、所要の耐震性能を有していることを証明いたします。

記

平成 年 月 日

(一級・二級・木造)建築士登録番号:

\_\_\_\_\_

氏名:

\_\_\_\_\_

印

建築士事務所名:

\_\_\_\_\_

知事登録:

\_\_\_\_\_

号

所在地:

\_\_\_\_\_

注: 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明すること  
(注)この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

対象住宅1棟毎に1枚のシートを作成して下さい。

## 確認書

様式5「耐震性能証明書」について、補助金額の確定の際及び補助金の支払い後の現場検査等の結果、故意又は悪意による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解した上で、証明したものであることを確認します。

平成 年 月 日

(一級・二級・木造)建築士 登録 号

建築士の氏名 印

建築士事務所名

知事登録 号

所在地

### ○建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）（抄）

（懲戒）

第10条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その免許を受けた一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一級建築士又は二級建築士若しくは木造建築士に対し、戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

一 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。

二 業務に関して不誠実な行為をしたとき。

2～6 略

### ○平成25年度 民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業手続きマニュアル（抄）

#### 3.（2）⑥補助金の額の確定及び支払い

（前略）

交付する補助金額の確定にあたり、補助事業者に対して、空家の状況、改修工事の実施状況等を確認するための補助対象となった住宅（住棟）の現場検査、事業所への現場検査等を行うこととしています。検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合は、補助金が交付されないこととなります。また、こうした調査の実施を拒まれる場合も、補助金が交付されないこととなりますのでご注意ください。

#### 4.（2）調査の実施

補助金の支払い後も、本事業の実施状況、補助対象となった住宅の管理状況等について、国土交通省、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業実施支援室、地方公共団体、居住支援協議会等が調査を行うこととしています。その際、補助対象となった住宅の現場検査、事業所への現場検査等を行うことがあります。こうした調査の実施を拒まれる場合は、補助金の返還を請求することとなりますのでご注意ください。

（注）この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

【平成25年度】耐震性能証明書-確認書